

外国人材定着支援補助金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県外国人材定着支援補助金交付要綱に基づく、外国人材定着支援補助金(以下「本補助金」という。)の支給に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本補助金は、島根県内の中小企業者が、当該企業等で働く外国人材が、いきいきと働き続けられる環境づくりに取り組む場合に、当該企業等に対してその経費の一部を支援することにより、外国人材の定着を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

(1) 外国人材

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二に定める技能実習又は特定技能の在留資格を有する者をいう。

ただし、介護分野及び看護分野に従事する者は除く。

(2) 中小企業者等

農業者、漁業者、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、又は、常時雇用する従業員の数が300人以下の特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等であって、島根県内に事務所又は事業所を有する者をいう。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体は除く。

(中小企業基本法第2条第1項における中小企業者の範囲)

業種	次のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

(3) 常時雇用する従業員の数

常時雇用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者をいう。

(4) みなし大企業

下記アからウのいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。)が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(5) 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業

「しまねいきいき職場宣言」実施要領（平成31年4月1日付け雇第1115号）により宣言を行った又は宣言予定である企業等

(6) 人材育成計画（キャリアマップ）

ある職位又は職務に就任するため必要とされる業務経験や求められる能力の標準的な水準及び道筋を示したもの

(7) 監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年11月28日法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体

（補助対象事業者）

第4条 島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する外国人材定着支援補助金（以下「中央会補助金」という。）の支給対象とする中小企業者等は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

(1) 外国人材を1人以上受け入れていること、又は事業完了までに新たに雇用する具体的な計画があること及び当該外国人材の就労場所が島根県内であること。

(2) 当該年度の12月30日までに、外国人材のための就労環境・居住環境整備、外国人材とのコミュニケーションの促進、技能習得等に資する事業を完了すること。

(3) 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業であること。

(4) 当該外国人材に求める役割及び能力（技術や日本語能力）並びにそれらの能力を身につけるために行う指導・教育内容等を記載した人材育成計画（キャリアマップ）を策定の上、取り組むこと。当該人材育成計画は、より高度な在留資格に変わる等のキャリアアップが示されるものとする。なお、特定技能2号を既に取得している者については、能力や経験に応じた処遇改善や職位向上等のキャリアアップが示される人材育成計画とすること。

(5) みなし大企業でないこと。

2 中央会補助金の支給対象とする監理団体は、島根県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受け入れている外国人技能実習生の監理事業を当該事務所において行う団体とする。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等、又は監理団体は支給対象としない。

(1) 過去に本補助金の交付を受けている者

(2) 島根県税の未納がある者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う者。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (5) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第15条に規定する改善命令、又は第16条に規定する認定の取消し、第36条に規定する改善命令、又は第37条に規定する許可の取消しを受けた者
- (6) 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされている者

（補助対象事業及び交付額等）

第5条 補助対象となる経費、補助率、補助金の額及び対象期間は、別表1のとおりとする。なお、申請は1事業者1回限りとし、中小企業者等にあつては各補助事業区分の合計で50万円、監理団体にあつてはソフト事業のみを対象とし、20万円を上限とする。

- (1) ソフト事業 コミュニケーション、技能習得等支援に係る取組（本要領第3条第1号に定める外国人材に係る経費のみを対象とする）
 - (2) ハード事業 就労環境、居住環境の整備に係る取組
- 2 補助対象経費は、対象期間内に実施し、支払額が確定しているものを対象とする。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 4 補助対象経費は、補助金の交付決定の日から、交付決定を行った年度の12月30日までに支払いを完了した経費に限る。
- 5 補助対象事業の内容やその効果は、島根県中小企業団体中央会又は島根県が公表することができる。

（他の補助金との併用）

第6条 国、県、市町村等他の補助金等の制度との併用はできない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）を島根県中小企業団体中央会会長（以下「会長」という。）が別に定める日までに、会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 会長は、前条の規定により交付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、

予算の範囲内において、補助金の交付を決定の上、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の内容及び経費の変更）

第9条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。

(1) 補助金額の20パーセント以上の減額を伴う変更

(2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）

2 会長は、前項により補助金変更交付申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ中止・廃止承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日以内に、補助金実績報告書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第12条 会長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 本補助金は精算払いにより交付するものとする。

（補助金の経理等）

第13条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付の決定の取消及び返還）

第14条 会長は、補助対象事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。ただし、補助対象事業者の責めに帰さない事由による場合等やむを得ない場合はこの限りではない。

(財産の処分)

第15条 補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供す場合、財産処分承認申請書(様式第8号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。

(事業実施効果の報告)

第16条 補助対象事業者は、補助事業実施年度以降も会長又は島根県が実施する事後調査や本補助金の効果を周知するための報告会等へ協力するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の支給について必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

事業実施 主体	補助対象経費		補助率	補助金の 額	対象事業 期間
県内中小 企業者等	区分 1. ソフト事業（コミュニケーション、技能習得等支援） 外国人材とのコミュニケーションの促進に要する経費（日本語習得や多文化共生のための研修費用、メンター制度・メンタルヘルス対策実施における講師謝金、日本語学習教材の購入費等）、外国人材のスキルアップ支援に要する経費（技能習得のための講習費用（資格・免許取得費用は除く）） 例 業務に必要な資格取得のための、外郭団体が開催する研修の受講費 ※資格試験費用は補助対象外 ※監理団体が、本補助事業により実施する研修を受講する場合の受講料は対象外		1 / 2	50万円 まで ※1と2 の組み合 わせも 可。（組 み合わせ る場合、 それぞれ ではなく 一度に申 請。） ※1社1 回限り。	交付決定 の日か ら、交付 決定の日 の属する 年度の12 月30日 まで
	謝金、旅費	・研修実施に係る外部講師の謝金、交通費、宿泊費（OJT型の人材育成を行う場合の外部人材の派遣料を含む）			
	会場借上料	・研修を実施する会場の使用料 （自社及び系列会社が所有又は借り上げている会場の場合は対象外）			
	教材費	・研修実施に必要なテキスト・書籍等の購入費用			
	研修参加費	・研修受講料（県が実施する研修については対象外）、交通費、宿泊費 ・外部団体等が行う人材育成セミナー等の受講費（オンライン含む。コミュニケーション等支援、外国人材のスキルアップに効果的なものに限る。）			
	委託費	・安全講習、技能向上のための講習の委託費用			
	印刷製本費	・研修資料等の作成費用	1 / 3		
	区分 2. ハード事業（就労・居住環境整備） ・外国人材のための就労環境整備に要する経費（翻訳機器導入費、社内多言語標識類設置・改修費、礼拝用の施設設置等） ・外国人材のための居住環境整備に要する経費（食堂、寮等の改修費（ただし、自己所有の物件に限る）及び設備導入費（生活用品や汎用性のあるものを除く）等） 例 社員寮を個室化するため、パーティションを設置し、個室へ改装する費用				
設備・機器等 導入費	・就労環境整備のための工事費、機器・設備類（翻訳機器導入費、社内多言語標識類設置・改修費、多言語のマニュアルや規則作成費、礼拝用の施設設置 等） ・居住環境整備のための工事費、機器・設備類（Wi-Fi ルーター、エアコン（ただし、共有スペース（リビング、食堂又はそれに準じるもの）に取付けるものに限る））の導入				

事業実施 主体	補助対象経費	補助率	補助金の 額	対象事業 期間
監理団体	・ソフト事業（コミュニケーション、技能習得等支援） 外国人材とのコミュニケーションの促進に要する経費（日本語習得や多文化共生のための研修費用、メンター制度・メンタルヘルス対策実施における講師謝金、日本語学習教材の購入費等）、外国人材のスキルアップ支援に要する経費（技能習得のための講習費用（資格・免許取得費用は除く）） 例 監理団体が行う、法定外講習に使用する技能実習生のための日本語勉強会用のテキスト購入費 ※監理団体が各企業向けの研修を実施する場合には、研修への参加を募集するにあたり、県の1/2補助により受講料が1/2減免されていることを明示すること。	1/2	20万円 まで	交付決定の日から、交付決定の日の属する年度の12月30日まで

【対象外経費】

- ① 通常の事業活動、生活に係る経費
（例）光熱費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費 等
- ② 補助事業に要したことが明確に区分できない経費
（例）社用車のガソリン代、電話代 等
- ③ 補助事業者が所有権を有しない物件の改修費用
- ④ 不動産物件の取得費用
- ⑤ 補助対象経費の支出に係る振込手数料などの間接的な経費
- ⑥ 汎用性があり、目的外使用になり得る備品の購入費
（例）パソコン、プリンター、タブレット端末、モニター 等
- ⑦ リース、レンタル又は中古品により調達するもの
- ⑧ 申請者又は同一企業の社員への謝礼の支払い
- ⑨ 申請者自らが行った工事の工事費用
- ⑩ 消費税及び地方消費税